

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成30年12月20日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800121号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800017号

## 第1 結論

昭和51年7月及び同年8月の請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年7月及び同年8月

私は、昭和51年7月に会社を退職してから同年9月に結婚するまでの2か月分の保険料を納付したが、国の記録では未加入期間とされている。

年金手帳には昭和51年7月12日から同年9月\*日まで国民年金に加入していたことが記載されており、明確な記憶は無いが、同年7月頃にA市役所で加入手続きを行い、納付書が送られてくれば銀行で保険料を納付していたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、被保険者となった日「昭和51年7月12日」、被保険者の種別は強制加入被保険者であることを示す「④」、被保険者でなくなった日「昭和51年9月\*日」と記載されA市のゴム印が押されており、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和51年7月12日」と記載されている。

一方、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、備考欄には請求者がB社に勤務した期間と考えられる「48.4.1~51.7.11」の記載及び「51.9.\* 婚姻」の記載が確認できるものの、資格取得の欄には「S60.2.2」、取得の別の欄には新規に被保険者資格を取得したことを示す「新」、種別の欄には任意加入被保険者であることを示す「ニンイ」と記載されており、昭和51年7月12日に強制加入被保険者資格を取得し、同年9月\*日に被保険者資格を喪失した記録は無い。

これらのことについて、A市は請求者が所持する年金手帳に昭和51年7月12日から同年9月\*日までの期間が国民年金の強制加入被保険者期間として記載されながら、上記被保険者名簿に記録されなかった理由は不明である旨回答している。

前述のとおり、請求者が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和51年7月12日」と記載されており、請求者は同年7月頃にA市で加入手続を行った旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和60年3月16日に同市において払い出されたことが確認できることから、請求者が同市において初めて国民年金の加入手続を行ったのは、同年2月2日に任意加入被保険者資格を取得した時であったと推認できる。

また、請求者が所持する年金手帳の住所欄に最初に記載されている住所は「A市C地区」、昭和63年4月3日に変更された住所は「A市D地区」と記載され、それぞれの近傍にA市のゴム印が押されている。また、請求者に係る改製原附票によると、請求者は、昭和57年9月30日から昭和63年4月3日までは「E県A市C地区」、同日から平成20年6月25日までは「E県A市D地区」に住民登録していたことが確認できる。これら住所の履歴から、前述した年金手帳の「国民年金の記録欄(1)」は、請求者がA市C地区に住所を有していた昭和60年2月に国民年金の加入手続を行った際に、同市において、請求者が強制加入被保険者となった日として昭和51年7月12日を遡って記載したと考えられる。

さらに、請求者に係る改製原附票及び請求者の陳述によると、請求者は請求期間当時、A市に住民登録していたかあるいは実家のあるF市に居住していたことから、請求期間の始期である昭和51年7月から請求期間の保険料を納付することが可能であった昭和53年10月までの期間のA市及びF市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらのことから、請求期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、請求者の請求期間に係る保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、前述した請求者が加入手続を行った時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿及びCSVデータ)によると、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、オンライン記録と一致している上、同市は、請求者が請求期間の保険料を納付したことが確認できる資料は無い旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800125号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800018号

## 第1 結論

昭和37年\*月から昭和47年\*月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年\*月から昭和47年\*月まで

私の妻は、A町の役場職員から、未納となっていた私の20歳から30歳までの期間の保険料を納付できると勧められた。昭和51年から昭和52年頃までの間に、約5年分ずつに分けた納付書2枚を同町役場から交付してもらい、同町役場の向かい側にあったB銀行C支店で納付書2枚分の保険料126万円をまとめて納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、国民年金加入期間において、請求期間以外に保険料の未納期間は無く、請求者の請求期間に係る保険料を納付したとする請求者の妻は、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、請求者の妻の保険料に関する納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月30日に払い出され、昭和37年\*月に遡って国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたことが確認できる。当該手帳記号番号が払い出された時点において、請求期間のうち昭和45年10月から昭和47年\*月までの保険料は過年度納付が可能であった上、時効により納付することができなかつた昭和37年\*月から昭和45年9月までの保険料は、第2回特例納付制度(実施期間は昭和49年1月から昭和50年12月まで)又は第3回特例納付制度(実施期間は昭和53年7月から昭和55年6月まで)を利用し納付することは可能であった。

しかしながら、請求者が納付したと主張する請求期間に係る保険料の金額は、第

2回若しくは第3回特例納付制度を利用した場合又は第2回特例納付制度と過年度納付を併用した場合に納付することになる請求期間に係る保険料の金額とは大きく相違している。

また、請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求期間の保険料が特例納付及び過年度納付された形跡は見当たらず、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者が特例納付により保険料を納付した場合には、請求者の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）が特殊台帳として保管されることになるところ、紙台帳検索システムを確認したが、請求者の特殊台帳は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、請求期間のうち昭和37年8月9日から昭和39年2月1日までの期間について、請求者が厚生年金保険の被保険者であったことが判明したことにより、平成28年4月4日に国民年金被保険者の資格喪失及び資格取得の処理が行われている。この時点で、納付された請求期間の保険料がある場合、当該厚生年金保険被保険者期間と重複する期間の保険料は還付されることになるが、請求者に対して保険料が還付された記録は確認できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800123号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800021号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年9月30日から同年10月1日まで

国の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成4年9月30日とされており、請求期間の被保険者記録が無い。私は、同日まで同社に勤務していたので、同年10月1日を被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、平成4年7月16日現在の社員名簿以外に請求期間当時の資料が残っていないため、請求者の請求期間における勤務実態について不明である旨回答している上、請求者は、当時の上司及び同僚に対する照会を希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

また、A社は、請求者の請求期間における厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の控除について不明である旨回答している上、請求者は請求期間に係る保険料が事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社は、請求期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届は、厚生年金保険被保険者資格喪失届と複写式であった旨回答しているところ、請求者から提出された厚生年金基金連合会からの通知である「年金支給義務承継通知」によると、同社が請求期間当時加入していたB厚生年金基金における請求者の加入期間は、昭和61年9月16日から平成4年9月30日までとされており、オンライン記録の厚生

年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

加えて、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における被保険者資格の取得年月日は昭和61年9月16日、離職年月日は平成4年9月29日となっており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、オンライン記録によると、請求者と同様に平成4年中にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した者は請求者を除き49人確認できる。そのうち、同社における被保険者資格の喪失年月日が月の末日である者及び同社における被保険者期間が1年以上である者延べ19人の雇用保険の加入記録を確認したところ、同年中に同社において雇用保険の加入記録が確認できない4人を除く15人の離職年月日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800124号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800022号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年7月10日

② 平成28年7月11日

私は、平成26年6月にB社からA社へ出向し、平成28年6月に出向解除により同社からB社へ復帰した。

請求期間①及び②に支給された賞与を、請求期間①についてはB社、請求期間②についてはA社で支給したと事業主が誤って年金事務所に届け出たため、請求期間①及び②に係る賞与の記録が無い。

請求期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料(以下「保険料」という。)が控除されていたので、請求期間①をA社、請求期間②をB社の賞与として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、B社は、請求者は平成26年6月26日付けで関連会社のA社へ出向した旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求者はB社に係る厚生年金保険被保険者資格を平成26年6月26日に喪失し、A社に係る被保険者資格を同日に取得しており、請求期間①において、請求者はA社の厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

しかしながら、A社は、請求期間①に係る賞与を請求者に対して支給していない旨回答している。

一方、B社は、同社の規程により、7月に支給する賞与は前年11月16日から当年5月15日までを査定対象期間としており、請求期間①に係る賞与は、同社が請求者に対して平成26年7月10日に支給し、保険料を控除した旨回答しているところ、同社から提出された同年7月7日付け賞与支給調書によると、請求期間①に係る賞与（50万円）は同社から請求者に対して支給され、保険料（4万2,800円）が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がA社の厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、B社は、請求者は平成28年6月23日付けで出向解除によりA社からB社へ復帰した旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求者はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を平成28年6月23日に喪失し、B社に係る被保険者資格を同日に取得しており、請求期間②において、請求者はB社の厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

しかしながら、B社は、請求期間②に係る賞与を請求者に対して支給していない旨回答している。

一方、A社は、同社の規程により、7月に支給する賞与は前年11月16日から当年5月15日までを査定対象期間としており、請求期間②に係る賞与は、同社が請求者に対して平成28年7月11日に支給し、保険料を控除した旨回答しているところ、同社から提出された同年7月6日付け賞与支給調書によると、請求期間②に係る賞与（50万円）は同社から請求者に対して支給され、保険料（4万4,570円）が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がB社の厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第19条第1項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、保険料については同法第81条第2項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされているところ、請求期間①に係る賞与は請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失月以降に同社から支給され、請求期間②に係る賞与は請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失月以降に同社から支給されている。したがって、請求期間①に係る賞与をB社、請求期間②に係る賞与をA社の被保険者期間に算入することはできない。